

# 計画策定にあたって

## 第1章



# 1 計画策定の趣旨

国においては、平成6年に「エンゼルプラン」が策定されたのをはじめ、その後も、少子化対策や子育て支援のための事業に積極的に取り組んできました。

流山市でも、これまで、平成13年に策定した「流山市児童育成計画」に基づき、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していく体制づくりの実現のため、様々な子育て支援事業を展開し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、晩婚化や未婚率の上昇に加えて、夫婦の出生力の低下など新しい要因も加わって、少子化の傾向がさらに進んでいます。

また、児童虐待の深刻化、子どもの防犯、食育など、子育てをめぐる新たな問題も浮上してきており、より総合的な子育て支援が求められています。

こうした状況を踏まえて、国では、平成15年に、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体と労働者数300人を超える事業主に、次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務づけたことから、少子化対策と子育て支援は、新たな段階に入ったところです。

流山市においても、平成13年に策定した「流山市児童育成計画」の成果を踏まえ、国の次世代育成支援行動計画策定指針の方向性に基づいて、新たな視点から、少子化対策と子育て支援に積極的に取り組んでいくため、ここに「流山市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) エンゼルプランの策定

平成2(1990)年6月、平成元(1989)年の合計特殊出生率が、統計史上最低の1.57となりました。これが、いわゆる「1.57ショック」であり、国が少子化対策に重点的に取り組むきっかけとなりました。

こうした状況を受けて、国は、子育てに対する社会的支援を総合的、計画的に推進するため、平成6(1994)年12月に今後10年間を目途とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定しました。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、平成6(1994)年12月に大蔵、厚生、自治の3大臣合意により策定された「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策事業等5か年事業)に基づいて、平成7年度から時間延長保育や低年齢児保育等の保育サービスが推進されています。

また、平成7(1995)年6月には、厚生省から地方版エンゼルプラン策定の方向性を示す「児童育成計画策定指針」が、各自治体に示されました。

さらに、平成11(1999)年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定され、さらなる事業の充実を求めています。

### (2) 次世代育成支援行動計画の策定

国では、その後も、少子化対策や子育て支援のために、様々な法律や制度の改正を行っています。

平成13(2001)年2月には「改正育児・介護休業法」が成立し、従来の法律に、介護休業制度の導入の努力義務、フレックスタイム制度の対象拡大などが新たに盛り込まれています。

また、平成14(2002)年9月には、「少子化対策プラスワン」を公表し、男性と女性の育児休業取得率の具体的な数値目標を設定するなど、制度の利用の促進が図られています。

さらに、平成15(2003)年7月には、次世代育成支援対策推進法が制定され、各自治体が「次世代育成支援行動計画」を策定することが、明確に義務づけられています。

そこでは、従来までの子育て家庭への支援を中心として計画づくりから、社会全体で子育てに取り組むとともに、これから親になる若い人々を支援していく体制づくりが強く打ち出されているといえます。

なお、この間、平成12(2000)年11月に、「児童虐待の防止に関する法律」が施行させたのをはじめ、平成16(2004)年4月には「改正児童虐待防止法」が成立し、児童虐待を「人権への著しい侵害」と明記し、予防、早期発見、児童の自立支援などに積極的に取り組むことが盛り込まれています。

このように、児童虐待の深刻化とともに、子どもの人権の擁護という観点から、法律や制度の整備が積極的に進められているところです。

### ( 3 ) 合計特殊出生率1.29

平成16(2004)年の6月に、国は平成15(2003)年の合計特殊出生率が1.29になったことを発表しました。平成元(1989)年の「1.57ショック」以来、国は少子化対策に重点的に取り組んできましたが、依然として少子化の傾向には歯止めがかかっていないというのが現実です。

我が国の少子化は、先進国の中でも極めて急激に進んでおり、この状態が続けば、高齢化の進行と合わせて、政治、経済、社会に深刻な影響を及ぼすとの懸念がさらに強まっています。

国は、こうした状況を踏まえて、同年6月に「少子化社会施策大綱」を定めましたが、そこでは、「我々が直面する深刻な問題の多くは、少子化の結果としてのゆがみに起因するといっても過言ではない」との指摘がなされています。

少子化対策を社会全体の問題として捉え、子どもを産み、育てることの喜びを実感できる社会に向けて、さらなる取り組みが求められているところです。

### ( 4 ) 千葉県及び流山市の動き

厚生省から示された「児童育成計画策定指針」に基づいて、千葉県では平成8(1996)年に「千葉県子どもプラン」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する事業を積極的に展開しています。

また、平成10(1998)年から平成11(1999)年には、千葉県児童環境づくり推進協議会において、少子化対策の検討を行い、その検討結果を踏まえて、平成11(1999)年4月に、児童家庭課に少子対策室を設置したのに引き続き、同年8月には、千葉県少子化対策推進本部を設置し、子育て支援事業のさらなる充実を図っています。

千葉県の出生数は、昭和48(1973)年以降、低下傾向が続いており、平成15(2003)年には、約5万3千人となっています。

また、合計特殊出生率も長期低落傾向が続いており、平成15(2003)年には全国平均の1.29を下回る1.20人まで低下しています。

こうした状況を踏まえて、千葉県では、平成17(2005)年3月に、「千葉県次世代育成支援アクションプラン(仮称)」を策定し、少子化社会対策基本法に基づく各種施策を推進するための体制を整備しようとしているところです。

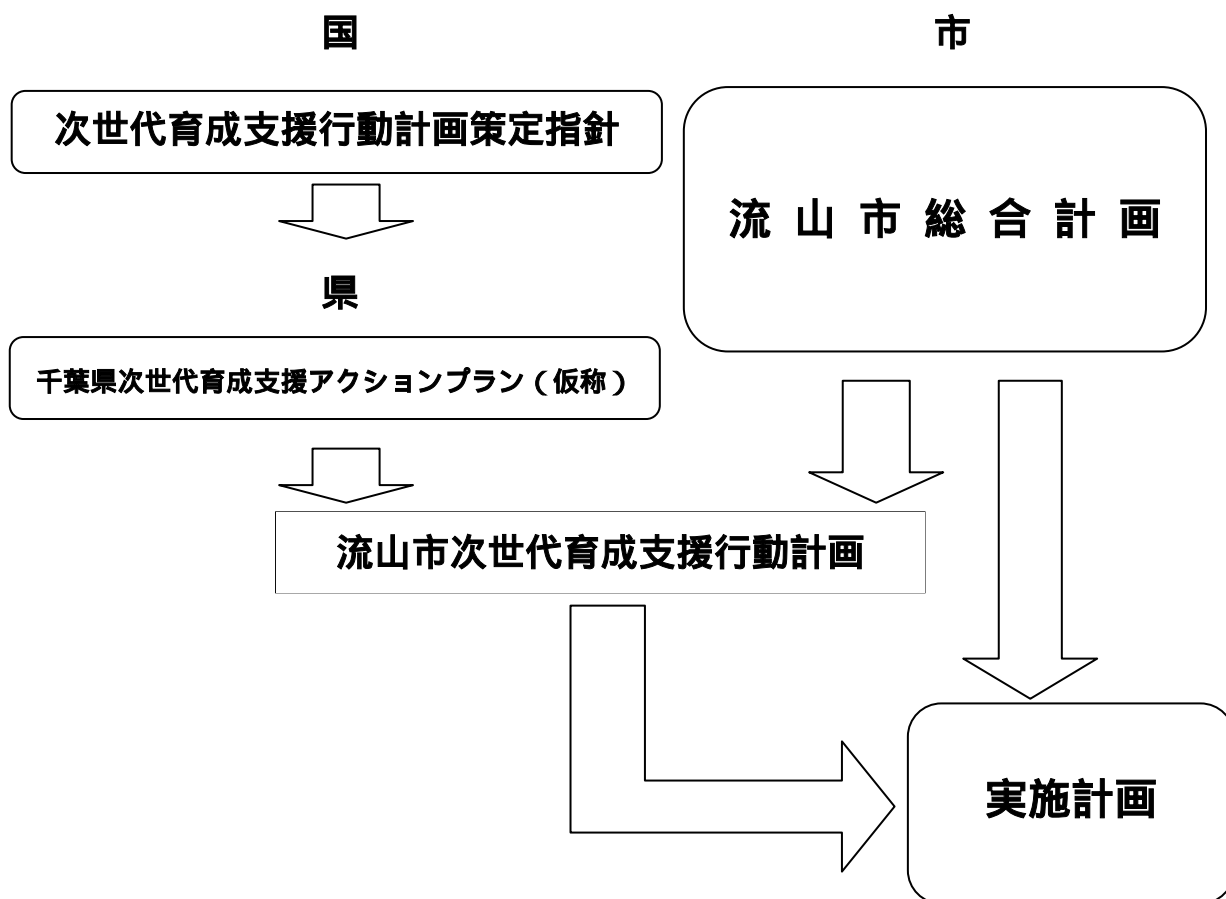
市では、平成12(2000)年度に、「流山市児童育成計画」を策定し、総合的計画的な施策を展開してきました。

また、平成15(2003)年12月には、次世代育成支援行動計画策定に当たり、市民の子育て支援に関するサービス利用者の生活実態や日常生活上の意識を明らかにするため、「流山市次世代育成支援行動計画に関するアンケート調査」を実施しました。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するための部門計画として位置づけられるものです。
- (2) 計画内容については、国の「次世代育成支援行動計画策定指針」、県の「千葉県次世代育成支援アクションプラン」（仮称）を踏まえるとともに、「流山市総合計画」及び他の関連計画との整合性を図るものとします。

#### 【 計画の位置づけ 】

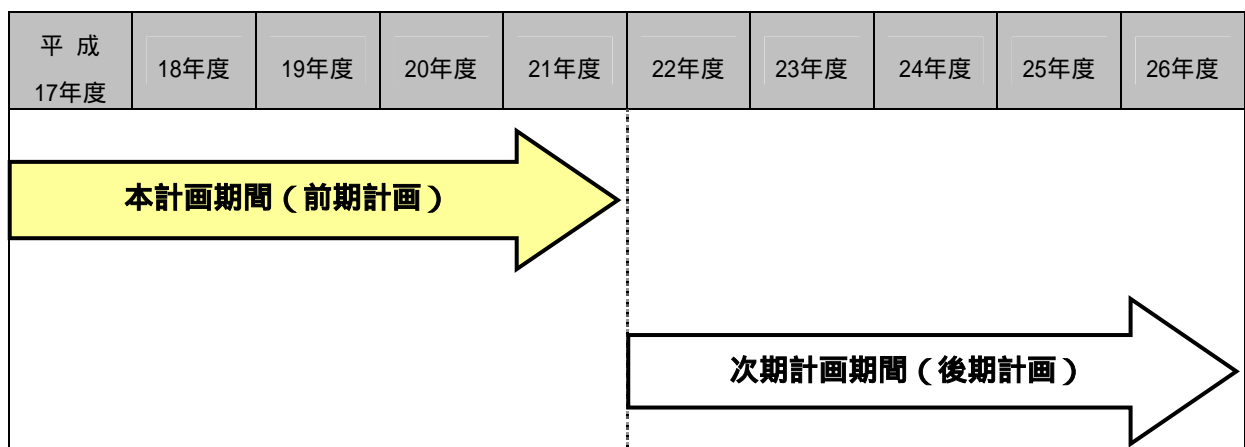


## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度（2005年度）からの5年間で前期計画とし、必要な見直しを平成21年度（2009年度）に行い、平成22年度（2010年度）からの5年間の後期計画を定めることとします。

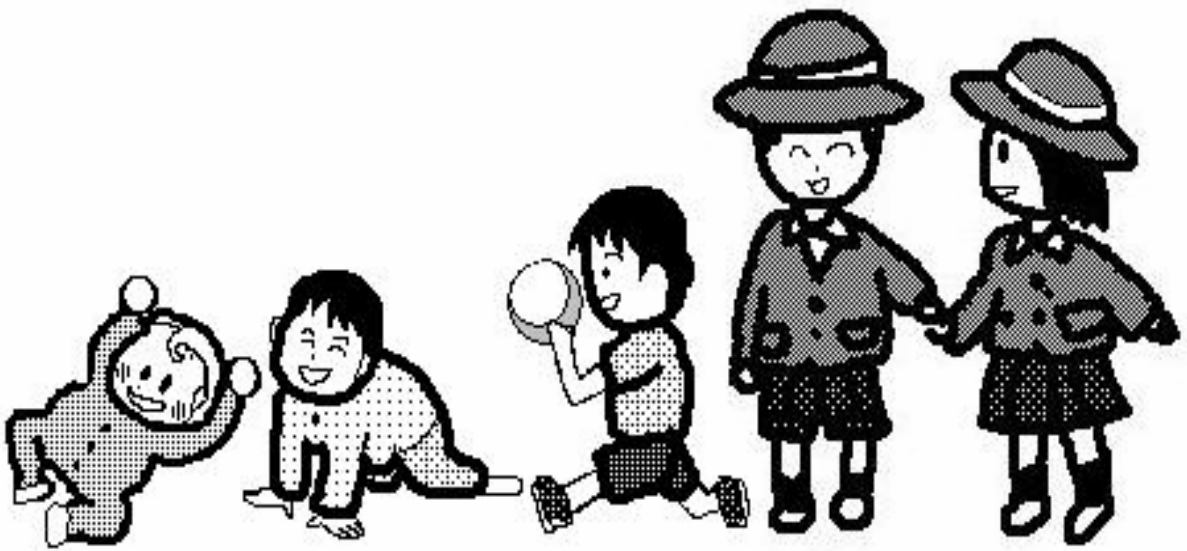
また、5年間の計画期間中であっても、社会経済状況の変化により、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

### 【計 画 期 間】



## 5 計画の対象

この計画における子どもは、18歳未満のすべての子どもを対象とします。



(子育てガイドブック表紙)